

## R8 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務

### 企画提案仕様書

#### 1 業務名

R8 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務

#### 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### 3 業務目的

本業務は、下地島空港及び周辺用地の利活用事業について、第4期事業における『利活用候補事業者の募集・選定支援及び検討委員会開催に係る支援』、『利活用事業候補事業者との協議支援』を行う業務である。

#### 4 業務内容

##### (1) 提案募集・選定支援及び検討委員会開催に係る支援

###### ①公募資料の精査

- ・事業者との対話、検討委員会の意見等を踏まえて、令和7年度に作成した公募資料一式の精査を行い、公募資料を作成する。

###### ②説明会・周知広報・質問回答及び対話支援

- ・募集要項の公表について、周知広報を行うとともに、必要に応じて説明会を実施する。
- ・公募後、質問回答の実施（2回程度）及び事業者の事業への理解をより深めること等を目的に、希望する事業者と対話を行う（対話結果の取りまとめ及び対話内容に応じて公表用資料を作成）。

###### ③検討委員会開催に係る支援

- ・委員会は3回程度（沖縄）での実施を想定しており、事業者に対する疑義事項の確認、提案評価に係る検討資料の作成、事業実施に係る課題の整理と対応方法の検討を行う。
- ・利活用候補事業者の選定に係る講評資料案を作成、検討委員会への資料作成及び運営支援を行う。

##### (2) 利活用候補事業者との協議支援

###### ④公募資料作成に係る支援

- ・基本協定に係る見直し及び利活用候補事業者との協議支援に際し、法務の専門知見が必要な場合も含む。

### (3) 経費

#### ⑤委員会経費

- ・ 委員会は3回を想定。
- ・ 1回に対して謝礼金及び委員旅費(交通費・旅行雑費等)を計上。
- ・ 変更協議の対象とするので、必ず確認できる領収書等を委員から受け取る

#### ⑥旅費交通費

- ・ 75,000円/往復, 3名, 5回で想定。
- ・ 変更協議の対象とするので、必ず確認できる領収書を入手しておくこと。

#### ⑦成果品作成

- ・ 本業務完了後に、上記①～④について十分に支援業務を満たしているか確認できる資料をまとめる。

## 5 企画提案書の内容

### (1) 業務実施方針(2ページ以内)

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

### (2) 下地島空港及び周辺用地の利活用事業に係る支援について(2ページ以内)

下地島空港及び周辺用地の利活用事業に係る支援業務の実施手法及び実施内容について記載する

### (3) その他(2ページ以内)

その他、業務目的の確実な達成並びに業務成果の精度を高めるために有意な取り組みがあれば提案する。

※なお、過年度に空港課が発注した本業務に類似する業務を受注した際に得た情報については、審査の対象とはしない。

## 6 予算に関する要件

本業務に係る予算は **22,957,000円(消費税込み)** であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

## 7 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

## 8 業務の再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要領 2（1）から（6）の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

## 9 成果品

- (1) 業務報告書を作成し提出すること。
- (2) 提出部数は印刷製本 2 部、電子記録媒体 1 部とする。
- (3) 成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

## 10 著作権

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

## 11 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分

の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。